

農業

● 生分解性マルチの購入を支援 農政課 ☎027-898-6704

環境に配慮した農業を推進するため、廃プラスチックの排出抑制につながる生分解性マルチ購入費の一部を補助します。

☎ 市内の農業者

補助額＝3分の1以内（上限額〈法人〉30万円〈個人〉5万円）

☎ 来年2月27日(金)までに市農業協同組合（☎027-261-9111）か農政課へ



● 施設園芸農家の省エネを支援 農政課 ☎027-898-6707

省エネ機器などの更新・導入費の一部を補助します。

☎ 市内の施設園芸農家

対象機器＝①省エネ機器（ヒートポンプ、循環扇、ボイラー燃費削減装置など）②被覆資材（保温カーテンの多層化、保温性の高い内張被覆資材）

補助額＝①は2分の1以内（上限200万円）②は3分の1以内（上限50万円）

☎ 12月26日(金)までに農政課へ



● 有機JAS認証取得を支援 農政課 ☎027-898-6704

有機農業を促進するため、有機JAS講習会の受講料を含む、有機JAS認証取得費の一部を補助します。

☎ 市内の農業者など

補助額＝2分の1以内（上限7万5,000円）



● 木を枯らす害虫対策に補助 農政課 ☎027-898-6707

クビアカツヤカミキリは、幼虫がサクラやウメ、モモなどの木の内部を食い荒らす特定外来生物です。果樹・

花き生産者が実施するクビアカツヤカミキリの防除経費の一部を補助します。



福祉

● 難聴児の補聴器購入費などに補助 障害福祉課 ☎027-220-5711 (☎027-223-8856)

補助限度額や所得制限などがあります。精密聴力検査機関の医師に所定の書類へ記入してもらう必要があるため、必ず購入前に問い合わせてください。

☎ 両耳の聴力が30デシベル以上で、身体障害者手帳の該当にならない18歳未満の難聴児

補助額＝3分の2以内

動物

● 猫の去勢・不妊手術費用を補助 衛生検査課 ☎027-220-5777

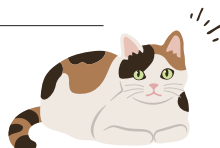
☎ 市内に住民票のある人が飼っている猫か責任を持って世話をしている猫（1世帯当たり15匹まで）〈ペットショップなどで購入した猫〉3月1日から3月31日までに実施した手術〈それ以外の猫〉3月1日から来年2月28日(土)までに実施した手術

補助金額＝1匹当たりの上限〈去勢手術〉3,000円

〈不妊手術〉5,000円

☎ 手術実施後に電子申請か保健所内衛生検査課へ直接

☎ 1匹ごとに必要事項を記載した領収書原本、申請者名義の預金通帳



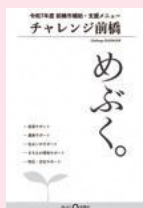
補助や支援の申請に「チャレンジ前橋」を活用して

農産政策課 ☎027-898-6983

本市の補助制度や支援制度をチャレンジ前橋で紹介しています。詳しくは本市ホームページをご覧ください。



☎ 〈産業サポートガイド〉事業者、起業家、勤労者〈農業サポートガイド〉新規就農者、農業者〈住まいのサポートガイド〉住まいの新築・改修などを検討している人〈まちなか開発サポートガイド〉まちなか不動産の利活用を検討している人〈移住・定住サポートガイド〉移住を検討している人



住まいの困り事や省エネの取り組みなどに補助の活用を

各課

予算額に達し次第、受け付けを終了します。詳しくは本市ホームページをご覧ください。帯状疱疹ワクチン・人間ドック費用の一部補助は18ページ、高齢者向け電話機の購入補助は34ページ、妊娠を希望する人の風しん検査費用の補助は35ページをご覧ください。

住宅

● 住宅リフォーム工事に補助 建築住宅課 ☎027-898-6833

市内の施工業者に依頼する個人住宅のリフォーム工事費の一部を補助します。

☎ 次の全ての条件を満たす住宅、建築年の古い順に750件。①着工前②築20年以上経過している③所有者か家族が居住（住民登録）している④市内業者が実施する税抜き15万円以上の工事⑤市税の滞納をしていない⑥過去に住宅リフォーム補助を受け

ていない

補助額＝3分の1以内（上限8万円）

資料の配布＝市役所建築住宅課で。本市ホームページからダウンロードもできます

☎ 5月1日(木)～31日(土)に二次元コードの申し込みフォームで



資料はこちら



申し込みフォームはこちら



● 空き家対策に補助 建築住宅課 ☎027-898-6081

空き家とは、居住している人がいなくなっておおむね1年以上経過した戸建て住宅。事前相談がない場合や着工後の申請は受け付けできません。事前相談は4月3日(木)から開始します。

☎ 空き家活用リフォーム事業

空き家を住宅として活用するための改修工事費の一部を補助します。

☎ 次の全ての条件を満たす住宅。①空き家を購入や相続で取得し、リフォーム後に居住する②市内業者が実施する工事③昭和56年5月31日以前の建物は耐震工事を実施する

補助額＝3分の1以内（上限50万円）

☎ 老朽空き家解体補助

昭和56年5月31日以前に旧耐震基準で建築された

空き家の解体工事費を補助します。

☎ 次の全ての条件を満たす住宅。①市内業者が実施する解体工事②昭和56年5月31日以前に建築された建物

補助額＝3分の1以内（上限25万円）

☎ 空き家バンク家財処分補助

空き家バンクに登録後、契約成立した住宅の家財道具などの処分費の一部を補助します。

☎ 次の全ての条件を満たす住宅。①本市空き家バンクに登録し、契約が成立した物件②本市一般廃棄物収集業者名簿に登録されている市内業者が実施する

補助額＝全額（上限10万円）

☎ 以上の3つは建築住宅課へ



☎ はこちら



☎ はこちら

● 新エネ・省エネ設備導入に補助 環境政策課 ☎027-898-6292

家庭での新エネ・省エネの普及促進を図るため、対象設備の設置費の一部を補助します。着工前に交付要項を確認してください。受け付けは前後期それぞれ予算額に達した時点で終了します。

☎ 4月1日以降、自ら居住する住宅に次の設備を設置した人。①燃料電池コージェネレーション（エネファーム）②太陽光自家消費促進型自然冷媒CO2

ヒートポンプ給湯機（おひさまエコキュート）③定置用蓄電池設備④V2H（電気自動車充給電設備）

補助額＝①②は3万円③は蓄電容量1kWh当たり1万円（上限5万円）④は5万円。

①～④と同時に太陽光発電設備を新規で導入した場合、3万円を加算



● 鉛製給水管取り替え工事に補助 水道整備課 ☎027-898-3043

鉛製給水管は長時間水道を使用しなかった場合、わずかに鉛が溶け出したり、老朽化による漏水の原因になることがあります。このため、鉛製給水管の取り替え工事費の一部を補助します。本市指定の給水装置工事業者に依頼してください。

また、長時間水道を使用しなかった時は、使い始めのバケツ1杯程度を飲み水以外に使用してください。なお、大胡・宮城・粕川・富士見地区では、鉛製給水管は使用されていません。

補助額＝2分の1以内（上限15万円）